

勧告等措置区分（津波対策）（令和4年8月1日現在）

串本港、古座西向港、浦神港、勝浦港、宇久井港

区分：「**第二体制**」

「**大津波警報・津波警報**」発表時発出、措置内容

- 1 港内在泊船舶等は、港外の安全な海域に避難すること。
港外退避ができない船舶にあつては、係留索の強化、漏油防止及び積荷の流失防止等必要な措置を講じること。
なお、港外退避、係留索強化等は時間的に余裕がある場合のみ行うこととし、津波到達まで時間的余裕がない場合、乗組員等は、速やかに陸上高所等に避難すること。
- 2 航行中の船舶は、港外の安全な海域に避難すること。
- 3 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。

区分：「**第一体制**」

「**津波注意報**」発表時発出、措置内容

- 1 在港船舶は、津波に関する情報を収集し、いつでも避難できる体制をとること。
- 2 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。

区分：「**解除**」

「**大津波警報、津波警報、津波注意報解除**」発表時発出、措置内容

第一又は第二体制が解除された場合でも、被災等による岸壁等の使用の可否、水路の安全等に留意して行動すること。